

園受付日	子育て支援課 受付日
/	/

給付認定変更申請書兼届出事項変更届

記入日 令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長
静岡市 葵・駿河・清水 福祉事務所長

太線枠内は必ず記入してください。

保護者	氏名		生年月日		連絡先	
			年 月 日		- -	
	住所	〒 - 静岡市 葵・駿河・清水 区				
子ども	氏名		生年月日		利用（希望）施設	認定証番号
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

以下の項目は変更箇所に必要な事項を記入してください。

1 住所変更	旧住所				異動 年月日	年 月 日	
2 保護者変更	新保護者		旧保護者		変更理由	☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他 ()	
3 父母の婚姻	婚姻届出日	年 月 日					
4 父母の離婚	離婚届出日	年 月 日		保育料 振替口座	☐ 停止希望 ※過去に引落で使っていた口座含む (公立こども園の保育料・延長保育使用料・給食費、私立保育園の保育料該当者のみ選択)		
5 氏名変更	届出日	年 月 日		旧姓		変更者 氏名	
6 障害者手帳等	対象者 氏名	子どもの続柄 ()		☐ 取得 ☐ 更新 ☐ 喪失		期限	☐ 無 ☐ 有 (年 月 日)
7 世帯員	増減	氏名	子どもの続柄	生年月日		障害手帳等の有無（種類）	
	☐ 増員 ☐ 減員			年 月 日		無・有 ()	
	☐ 増員 ☐ 減員			年 月 日		無・有 ()	
	☐ 増員 ☐ 減員			年 月 日		無・有 ()	
	☐ 増員 ☐ 減員			年 月 日		無・有 ()	
	☐ 増員 ☐ 減員			年 月 日		無・有 ()	
	☐ 増員 ☐ 減員			年 月 日		無・有 ()	
増減理由	☐ 転出・転入・転居 ☐ 単身赴任 (赴任先住所) ☐ 出生 ☐ 死亡 ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他 ()						
8 給付認定申請の変更							
変更内容		変更前			変更後		
認定区分		☐ 1号認定 ☐ 2・3号認定 ☐ 新1号認定 ☐ 新2号認定 ☐ 新3号認定			☐ 1号認定 ☐ 2・3号認定 ☐ 新1号認定 ☐ 新2号認定 ☐ 新3号認定		
保育を 必要とする 事由	変更者	☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()			☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()		
	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()						
保育必要量 ※2・3号認定のみ		☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間			☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間		
有効期間 ☐ 就労期間 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()		☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで			☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで ☐ 小学校就学前まで		
9 その他							

〈所管課記入欄〉

変更入力日	年 月 日	認定証番号		添付書類	無・有	
認定区分	号	保育必要量	標準・短	事由	期間	年 月 日～ 年 月 日・就学前
利用者負担額変更	☐ 無 ☐ 有	変更月	月	(円)	階層→ (円)	階層

この変更届を提出する前に必ずお読みください。

- ・この給付認定変更申請書兼届出事項変更届(以下「変更届」)は、施設(園)または各福祉事務所子育て支援課まで提出してください。
- ・住所、氏名の変更等については、**住民票・戸籍の異動手続き後、すぐに**提出してください。
- ・変更する内容により、変更届以外に必要な書類があります。下表をご確認ください。

●変更事項一覧

変更内容			必要書類			
			変更届	支給認定証 (返却)	申立書 兼誓約書	他に必要な書類
住所	静岡市内で転居		○	—	—	
	静岡市外へ転出		—	○	—	退園届 ※転出後も園を利用する場合は、子育て支援課へお問い合わせください。
保護者の連絡先変更			○	—	—	
氏名変更			○	—	—	
家族構成 の変更	保護者の婚姻 (事実婚含む)		○	○	—	・結婚(同居)した配偶者等の就労証明書等 ・配偶者等の同意書 ・配偶者等の別居祖父母の状況 ・配偶者等のマイナンバー申告書
	保護者の離婚		○	○	—	
	祖父母等との同居		○	—	—	同意書 (詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。)
	同居家族の障害手帳の 取得、別居、死亡等		○	—	—	手帳の写し(対象者の住民票が静岡市に無い場合)
	上記以外の変更 (出生、別居、死亡等)		○	—	—	
事由	就労	就労する 自営業を開業する	○	○	—	勤務先の就労証明書
		育休明けで復職する	○	○	—	入園後、復職したら、復職証明書等をご提出ください。
	育児休業		○	○	—	就労証明書(復職予定日が記載されたもの)
	妊娠・出産		○	○	○	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
	疾病・障がい		○	○	○	医師の診断書(申立書の診断書欄への記載でも可) ※障害者手帳等をお持ちの方は診断書の提出不要です。
	介護・看護		○	○	○	医師の診断書又はケアプラン写し等
	求職活動		○	○	○	ハローワーク登録証等をお持ちの場合は提出してください。
	震災・風水害等の災害の復旧に あたる		—	○	—	罹災証明書
	就学・職業訓練		○	○	○	在学証明書や時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの
同じ事由での必要量変更 (標準時間⇔短時間)			○	○	—	就労証明書(※事由が就労の場合)
雇用期間、育休期間等の変更に伴う 認定期間変更			○	○	—	就労証明書等

※「就労証明書」と「申立書兼誓約書」は、市指定様式となります。

《 注意事項 》

- ・変更届の内容は、園又は子育て支援課受付日**の翌月から(月初日に受付した場合はその月から)**適用されます。(利用料(保育料)が変更になる場合も同様です。)

認定事由に変更があった場合、速やかに届け出をしてください。

- ・保育料振替口座の「停止希望」に✓いただいた方は、提出日の翌月から(20日までに提出した場合はその月から)の口座振替を停止いたしますが、この変更届では、**利用料(保育料)の振替口座の変更、廃止はできません**。振替口座の変更、廃止等は、振替口座のある金融機関窓口で児童ごとに手続きをお願いします。なお、振替口座の変更手続きは、右記二次元コードのWeb口座振替サービスからも可能です。
- ・停止の対象となるものは**公立こども園の保育料・延長保育使用料・給食費、私立保育園の保育料**のみです。その他の金額について口座振替の変更等がある場合、直接お通いの園にお問い合わせください。



ご不明な点、お問い合わせは、各園または各福祉事務所子育て支援課入園係までお願いします。

葵区内の施設(園) ……	葵福祉事務所子育て支援課入園係(葵区役所2F)	Tel 054-221-1095
駿河区内の施設(園) ……	駿河福祉事務所子育て支援課入園係(駿河区役所3F)	Tel 054-287-8673
清水区内の施設(園) ……	清水福祉事務所子育て支援課入園係(清水区役所3F)	Tel 054-354-2358
	清水福祉事務所蒲原出張所(清水区蒲原支所1F)	Tel 054-385-7790